

## 八千代市下水道設計施工指針 令和4年4月1日改正要旨

### 第Ⅰ章 総論

主に下水道について説明をしている章になりますが、文章を見直し、整理しました。また、本指針の目的を追記しました。

### 第Ⅱ章 公共下水道

維持管理編と製品仕様編に分かれていた項目を統合し、全体的に構成を見直しました。

#### 1 総則

設計及び施工に当たり、八千代市印旛沼流域関連公共下水道事業計画と整合を図る旨を追記しました。

#### 2 管渠

計画下水量を計算する場合の方法を追記しました。

管渠の流量計算をする場合の方法を追記しました。

管渠の埋設位置と土被りを定める際に関係機関と協議する旨を追記しました。また、原則の離隔は、交差の場合 15cm 以上、並列の場合 30cm 以上に見直しました。

最小土被りについて、歩車道に埋設する場合は、道路の舗装厚を基準とするよう見直しました。

管渠の基礎について、原則砂基礎で基床厚を最低 10cm とする旨を追記しました。

#### 3 マンホール

副管付きマンホールの構造基準を見直し、原則内副管としました（現行は原則外副管）。

割り込みや起点延伸によるマンホール新設の際に、近接する既設マンホールの取扱いについて追記しました。

マンホールに本管を接続する際の条件（砂付き短管を使用してモルタル防護又は可とう性継手の使用）を追記しました。

鉄蓋受枠を直付けしない旨を追記しました。

#### 4 公共樹

公共樹の設置位置について、道路境界から 1m 以内の宅内側に樹の中心が収まるよう見直しました（現行は樹の受口プラグを含み 1m 以内）。また、この規定の範囲内での設置が困難な場合、協議するよう見直しました。

公共樹の深さについて、0.8m～1.5m での設置が困難な場合、協議するよう見直しました。

公共樹の砂基礎 10cm については標準とし、管に悪影響を及ぼす可能性のある砕石等は使用しないことや、地盤等の条件により適切な措置を講じる旨を追記しました。

#### 5 取付管

他埋設物と交差する場合の離隔について、原則 15cm 以上とする旨を追記しました。  
取付管の接続工事は、開削工法を原則とする旨を追記しました。

#### 6 調整池

門扉は内開きとし、指定の鍵で施錠する旨を追記しました。  
オリフィスと門扉付近に昇降ステップを設置する旨を追記しました。  
管理用通路の基準を見直しました。

#### 7 管路用地

管路用地内通路の舗装基準を見直しました。  
管路用地内の下水道施設設置位置を見直しました。

### 第IV章 事務手続き

#### 1. 7 公共樹及び取付管

完了届の提出期日を5営業日前までに見直しました（現行は5日以内）。  
完了届に添付する工事写真撮影箇所を見直しました。

#### 1. 9 下水道施設移管申請

下水道施設移管に関する手続きの注意事項等を追記しました。

#### 2 工事申請手順

「公共下水道工事施行承認申請書」、「排水接続承認申請書」、「公共下水道施設敷設土地使用承諾書」、「公共下水道工事施行承認申請・排水接続承認申請変更協議届」、「中間検査依頼書」、「排水管接続工事・公共下水道工事完了届」について書式を変更しました。

また、「下水道施設移管申請書（開発行為以外）」、「下水道施設移管申請書（開発行為）」の書式を追加しました。

### 第V章 参考資料

#### 2 開発事業技術指針（第6章 排水施設等）（案）

参考資料として掲載している「開発事業技術指針（第6章排水施設等）」については、第6章以外の他課が所管する内容も含めて、下水道設計施工指針とは別に改正手続き中のため、現時点では（案）としています（令和4年度中に改正予定）。

※ 変更の詳細については、別添の下水道設計施工指針をご確認ください。また、改正後の下水道設計施工指針について、ご不明な点がございましたら、八千代市上下水道局下水道課窓口又はお電話（047-483-6157 又は 047-482-0924）にてお問い合わせください。